法第３５条（排煙設備）

排煙設備上の床面積の取扱い

令第１２６条の２第１項に規定する「延べ面積が 1,000 ㎡を超える建築物の居室で、その床面積が 200 ㎡を超えるもの」とは、随時開放することができる建具等で仕切られており、かつ、一体利用できる２室がある場合は、当該２室の合計の床面積が 200 ㎡を超えるものをいう。ただし、天井まで達しない間仕切壁を有する２室については、１室とみなして床面積を算定する。